

SBTs for Nature

技術ガイダンスv1.0の解説③

土地に関する科学に基づく 目標設定についての方法論についてポイント解説



SBTNから2024年7月に、土地に関する科学的根拠に基づく目標（以下、土地のSBTs）の設定プロセスのうち、Step3「目標設定」のためのテクニカルガイダンスv1.0が公表されました。このガイダンスは2023年5月に公表された同ガイダンスのベータ版v0.3を、その後、先進企業により実施されたパイロットテストで得られた教訓を受けてアップデートした内容です。

今回はこの土地のSBTsの概要と、目標設定において企業に求められるポイントについて解説します。

目次

1. なぜ「土地のSBTs」の設定が求められているか。
2. 設定する目標の選び方
3. 3つの目標の各要件とポイント

目標1 自然生態系の転換ゼロ／目標2 土地フットプリントの削減／目標3 景観エンゲージメント

4. おわりに



森さやか

KPMGあずさサステナビリティ
株式会社
シニアアソシエイト

1. なぜ企業に「土地のSBTs」の設定が求められているか

地球の平均気温は現在よりも上昇すると予測され、地球上での安全な生命維持のための気温上昇の抑制目標温度である1.5°Cを超える可能性が懸念されています。この気候変動は、人類による土地利用の転換や陸域資源の搾取、汚染により、この半世紀で地球上の自然の約半分が破壊されてきたことが要因の1つと考えられています。森林の農地転換や都市開発といった土地利用の転換は、人類の生活や経済を支えるうえでは、不可欠な行為です。しかし元の自然環境が変化することで、これまでその自然から得てきた恩恵（生態系サービス）が毀損されるという影響が出ています。

そのため、元々ある自然生態系がこれ以上破壊されるのを阻止し、自然と人類の健康の保護を両立できるよう土地利用方法を改善することが、今私たちが地球上で直面している気候と自然の危機を同時に解決するために重要です。

そして、企業には目標を設定して行動し、その結果を開示することで、金融からの投資や支援を呼び込み、持続可能なイノベーションの推進と循環型経済への貢献が期待されています。

2. 設定する目標の選び方

SBTNは土地のSBTsとして3つの目標を用意しました。なお、目標の開示例（テンプレート）は表4をご参考ください。

- 目標1 自然生態系の転換ゼロ：自然生態系からの土地利用の転換を回避する。
- 目標2 土地フットプリントの削減：農地に焦点を当て、「農地フットプリント（農産物の生産に必要な土地の総面積）」を削減する。
- 目標3 景観エンゲージメント：現地のパートナーと協力し、ランドスケープを再生、修復、変革するアクションを実践する。

企業はSBTs for Natureの設定プロセスのStep1「分析・評価」において、以下の要素について評価した結果により、自社に設定が必要な目標を決定します。目標設定は、直接操業フェーズであれば対象となる生産ユニット¹の操業拠点ごとに。バリューチェーン上流フェーズであれば対象となるコモディティの産地（トレーサビリティレベル）ごとに行います。すでにSBTNから公表されている「淡水のSBTs」とは異なり、目標設定が求められるセクターや、従業員数やGHG排出量などの対象企業の条件が定められています。

【Step1「分析・評価」の要素】

- 事業に対する重要な圧力カテゴリーとして「陸域生態系の利用と変化」あるいは「土壌汚染物質」を特定しているか。
- 企業が属するセクターが目標設定対象セクター（ISIC分類）に含まれるか。
- （目標2の場合）従業員数が10,000人以上か。
- （目標2の場合）土地フットプリントが50,000ha以上か。

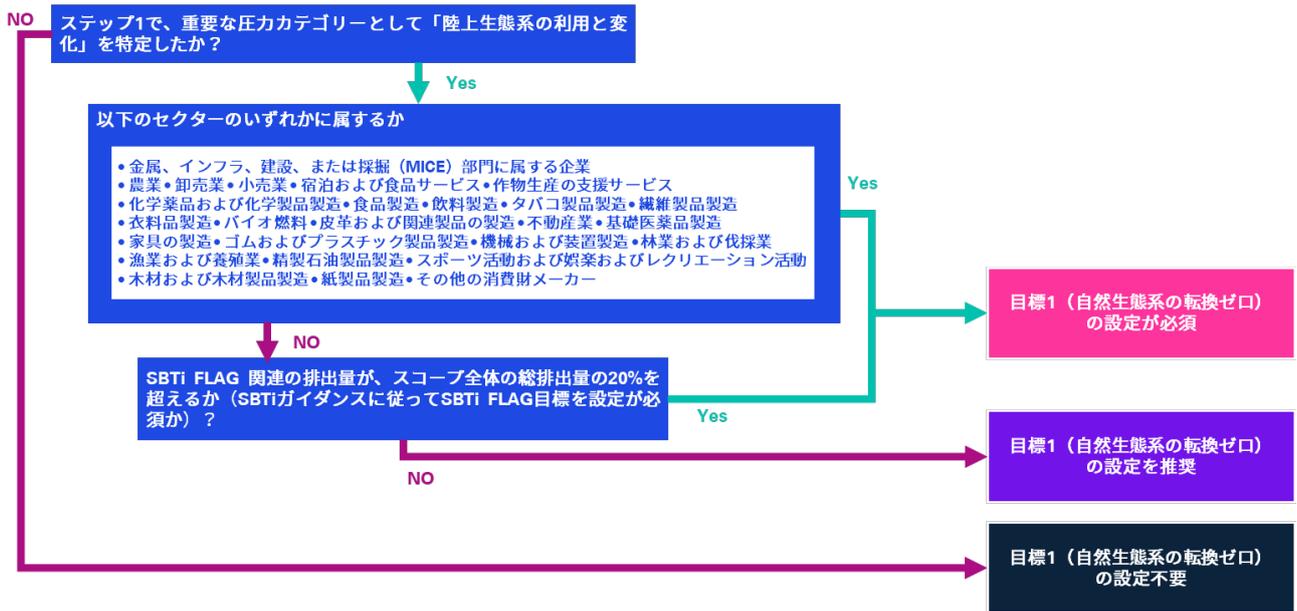
また気候と自然の危機の同時解決を目指すという観点で、SBTiによりFLAG気候目標²の設定が必要な企業は目標1、2の設定が必須となっています。

¹ 農作物の栽培、木材の管理、家畜の飼育、鉱物の採掘など操業する場所を意味し、同一の所有者または管理者が管理する連続した土地、または近接した区画のグループを1つのユニットとして扱う。

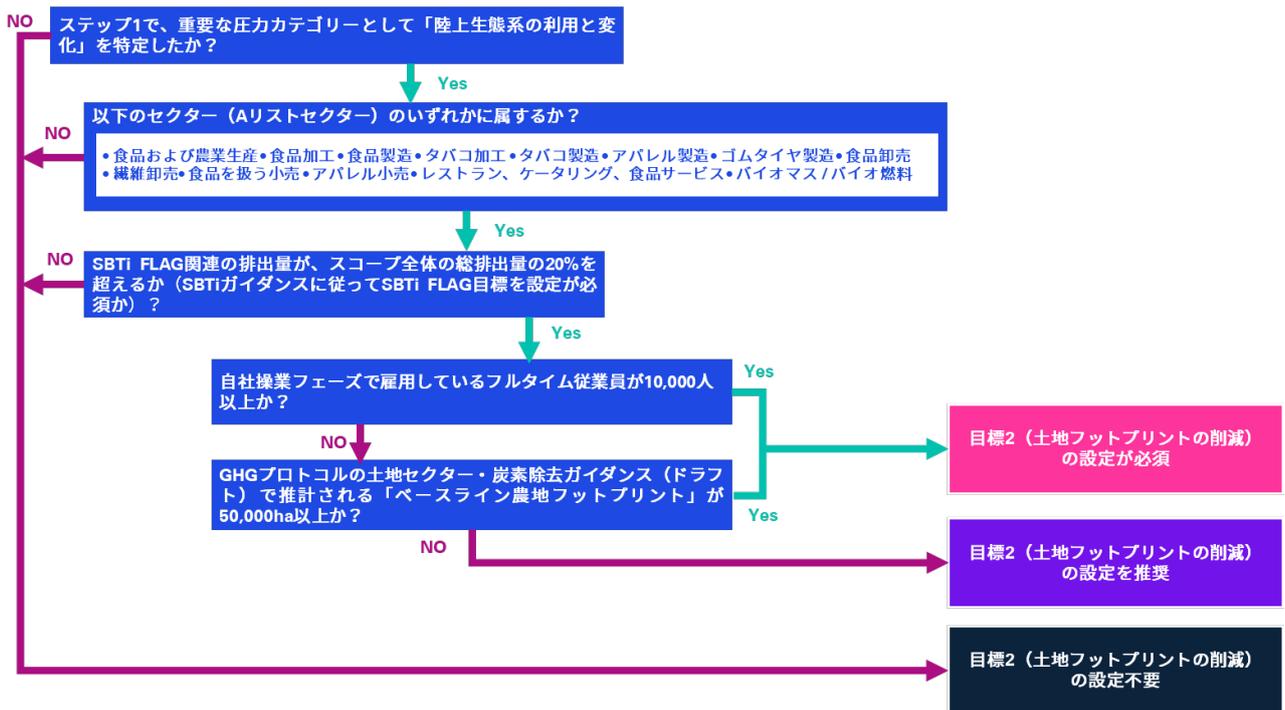
² FLAGとはForest, Land and Agricultureの頭文字であり、全世界のGHG排出量の20%以上を占める森林・土地・農業セクターを対象としたGHG排出削減目標

図1 目標設定が求められる企業の条件（ディビジョンツリー）

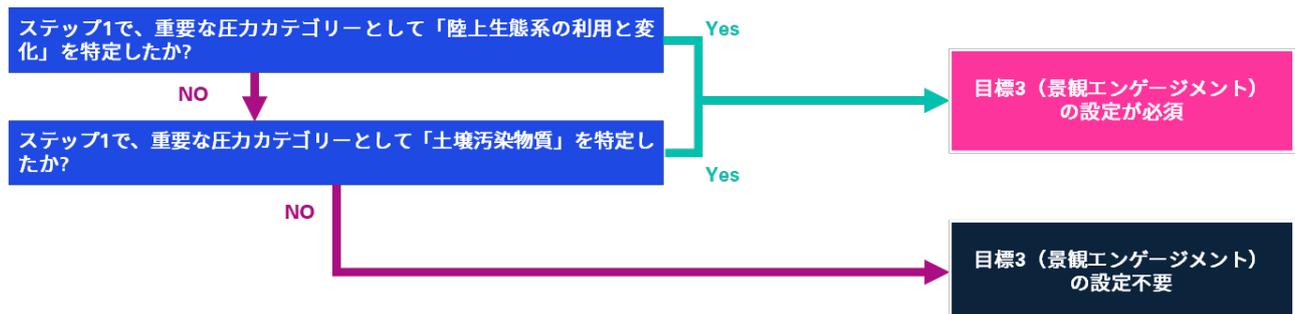
目標1：



目標2：



目標3:



出典：土地のSBTsのテクニカルガイダンスv1.0を基にKPMG作成

3. 目標の各要件とポイント

目標1 自然生態系の転換ゼロ

これは元の自然生態系を他の土地利用に転換したり、生態系を大規模に変更させたりすることを阻止することを目的とした目標です。企業は属するセクターや地域で基準年（カットオフ年）が存在しない場合、2020年以降に自然生態系からの転換が生じていないことが前提となり、この基準年以降に発生した転換に対応することが求められます。

表1 目標1のポイント

| | |
|-----------------|---|
| 対象となる「自然生態系」の定義 | <ul style="list-style-type: none"> • ほぼ手付かずの自然生態系 • 過去に経済活動で影響を受けたものの、現在は生態学的な機能が回復している土地 • 里山のように生態学的機能が維持管理されている土地 • 部分的な劣化は見られるものの、他の土地利用に転換されず、管理による機能回復が期待される土地 <p>(AFi (Accountability Framework initiative) の定義による)</p> <p>これらの「自然生態系」はSBTNが開発した「SBTN自然地図」で確認可能</p> <p>※対象の土地の生態系の種類によって目標年の要件が異なる</p> |
| 転換とみなされる程度の基準 | <ul style="list-style-type: none"> • 直接操業（生産者）：現地法、総生産面積の5%以上、あるいは総生産面積の20ha以上で（いずれかの厳しい要件で）他の利用用途に土地が転換されること • バリューチェーン上流：購入商品総量の5%超において、他の利用用途に土地転換された土地から購入されること <p>※2000年から2020年の間に自然生態系の転換が生じた地域を「転換ホットスポット」とし、該当する土地からコモディティを調達する場合は優先順位を上げて取り組むことが求められる。</p> |
| 目標年の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> • 目標年の対象：森林破壊と土地の転換ゼロ（Deforestation and conversion-free（以下DCF）） • 大豆、牛肉、パーム、木材、カカオ、コーヒー、ゴムを調達している企業（ガイダンス付属書1aのコモディティ参照）：2025年までに100%森林破壊ゼロを実現するなど、AFi、SBTI FLAG、EU森林破壊防止規則の各要件に準拠すること • MICE³セクターリストの企業：IFCの融資基準のPS6の要件に準拠して、2025年を目標年とした自然生態系の転換ゼロを達成すること |

目標1は「自然生態系の転換ゼロを実現する目標」と「自然生態系で発生した転換をすべて是正する目標」の2種類があります。目標1を設定する企業は「自然生態系の転換ゼロを実現する目標」は必ず設定が求められますが、「自然生態系で発生した転換をすべて是正する目標」は直接操業フェーズ、およびバリューチェーン上流フェーズで直接生産者からコモディティを調達している場合、あるいは第一集積地（農地から直送された集積地）からコモディティを調達している場合に併せて設定が求められます。

³ Metals, Infrastructure, Construction, and Extractivesの頭文字をとり、大規模な土地改変を行うセクターを指す

表2 目標1のうち「自然生態系の転換ゼロを実現する目標」の要件

| バリューチェーン | | 天然林 | 転換ホットスポット | 左記を除くすべての生態系 |
|------------|---------------------------------|--|---|--|
| 直接操業 | | サイトの所有者／運用者：2025年までにすべてのサイトで100%DCFを達成 生産者：2025年までにガイダンス付属書1aのコモディティのすべての生産地で100%DCFを達成 | | |
| バリューチェーン上流 | ①生産者から直接調達、または第一集積地から間接的に調達する場合 | 2025年までに大豆、牛肉、パーム、木材、カカオ、コーヒー、ゴムの各コモディティで100%森林非破壊とDCFを達成 | | 2027年までに付属書1aのコモディティ以外のコモディティのすべての生産地で100%DCFを達成 |
| | ②第一集積地より下流の集積地から間接的に調達する場合 | 2025年までに大豆、牛肉、パーム、木材、カカオ、コーヒー、ゴムの各コモディティで100%森林非破壊を達成 | 2027年までに大豆、牛肉、パーム、木材、カカオ、コーヒー、ゴムの各コモディティで100%DCFを達成 | 2030年までに付属書1aのコモディティ以外のコモディティのすべての生産地で100%DCFを達成 |

※「第一集積地」の定義はテクニカルガイダンスv1.0の付属書1bを参照ください。

表3 目標1のうち「自然生態系で発生した転換をすべて是正する目標」の要件

| | |
|------------|--|
| 直接操業 | 基準年以降に自然生態系で転換が確認されたすべての土地において、目標年までにSBTNのガイダンス（AFiのガイダンスに基づき開発中）に従って生態学的機能を回復する。 |
| バリューチェーン上流 | 生産単位レベルの場合：生産者またはサイトの運用者に対し、基準年以降に自然生態系で転換が確認されたすべての土地において、目標年までにSBTNのガイダンス（AFiのガイダンスに基づき開発中）に従って生態学的機能を回復するよう支援する。 州／都道府県レベルの場合：目標3「景観エンゲージメント」目標の対象範囲に対象地域を含める（目標1としての目標設定はない）。 |

目標2 土地フットプリントの削減

事業活動に使用する土地の利用面積を削減することで、自然生態系への圧力を制限または軽減し、生態系の回復のために土地を解放することを目的とした目標です。

「土地フットプリント」とは自社が生産、または調達する製品の生産に必要な年間の土地面積（単位はha/年）です。「土地フットプリント」の算出方法はSBTNガイダンスのStep1,2に記載があり、企業は以下のデータを収集する必要があります。

- 直接操業またはバリューチェーン上流の農地のヘクタール数
- 生産または調達されたすべての重要な農産物の量
- これらの農産物の収穫量（ヘクタールあたりの生産量）に関する一次データまたは統計データ

土地フットプリントの削減目標として、総量目標と原単位目標のいずれかを選ぶことができます。いずれの目標も基準年度は2015年以降であり、基準年から5-10年における削減目標とすることが求められます。総量目標の場合は年率0.35%の削減、原単位目標の場合は年率1%/kgの削減がそれぞれ求められます。

なおv1.0では対象とする土地は農地であり、目標は農地占有率の削減目標に限定されていますが、今後アップデートが予定されているv2.0ではその他用途の土地フットプリントも対象となる可能性があります。

目標3 景観エンゲージメント

目標1、2を補完する目標であり、対象の土地周辺の景観の再生、修復、および変革のための行動を可能とするために、企業にとっての重要な景観に関与する複数のステークホルダーとのエンゲージメントを行うことを目的とする目標です。

企業には土地利用によるトレードオフを回避または緩和するため、先住民族の自由意志に基づく事前のインフォームド・コンセントの権利 (FPIC) を尊重し、彼らと対等な立場で対応することが求められます。

目標1、2が対象とする土地において、景観を保全するための既存のイニシアチブがある場合はそのイニシアチブへの参画が、ない場合は新たなイニシアチブの発足が、それぞれ求められます。そして参画 (発足) するイニシアチブの目的を達成するための行動について目標を設定します。

以上の3つの目標について、SBTNでは表4のように開示することを推奨しています。

表4：各目標の開示例 (テンプレート)

| | 直接操業 | バリューチェーン上流 |
|-----------------------|---|--|
| 目標1 自然生態系の 転換ゼロ | <p>※以下両方の設定が必要</p> <p>a[会社]は2020年*を基準年として[目標年]までに自然生態系の転換をなくす。</p> <p>b[会社]は2020年*から[目標年]までに自然生態系で発生した転換をすべて是正 (生態学的機能を回復) する。</p> | <p>①生産者から直接調達、または第一集積地から間接的に調達する場合：</p> <p>※以下両方の設定が必要</p> <p>a[会社]はガイダンスの付属書1aのコモディティについては、数量の100%を2020年*以降に自然生態系の転換がないと判明した土地から購入する。</p> <p>b[会社]はガイダンスの付属書1aのコモディティについて、2020年*以降に自然生態系の転換があった土地から購入していたことが判明した場合は、その土地の転換をすべて是正 (生態学的機能を回復) する。</p> <p>②第一集積地より下流の集積地から間接的に調達する場合：</p> <p>上記aのみ</p> |
| | *企業が属するセクターや地域で2020年以前の基準年の設定がある場合はそちらを優先する。 | |
| 目標2 土地フットプリントの削減 | <p>①総量目標</p> <p>[会社]は[目標年]までに[基準年]から直接操業およびバリューチェーン上流の土地フットプリント総量を[削減率]%削減することをコミットする。</p> <p>②原単位目標</p> <p>[会社]は[目標年]までに[基準年]から直接操業およびバリューチェーン上流の土地フットプリントを[単位]あたり[削減率]%削減することをコミットする。これは[基準年]から[目標年]までに土地フットプリント総量を年率[削減率]%削減することに相当する。</p> | |
| 目標3 景観エンゲージメント | [会社]は[イニシアチブ]の活動に取り組み、2030年までに生態系と社会的要件を大幅に改善することをコミットする。 | |

4. おわりに

自然と人類の健康の保護を両立するには、生産方法の変革により、少ない土地でも土壌を劣化させることなく、より多くの食物を持続的に生産すること（持続可能な土地利用）が、循環型経済の構築と合わせて求められます。

今年の10月には生物多様性のCOP16がコロンビアで開催されます。COP16では前回のCOP15で策定された生物多様性の世界目標（昆明モントリオール生物多様性枠組）の実施に向けた議論が予定されており、持続可能な土地利用の実現は世界目標を形作る主たる要素です。特に2030年ターゲットのうちターゲット1、2、3、10、15は「土地のSBTs」との整合性も高いと言えます。

持続可能な土地利用の実現をはじめとする世界目標の達成には社会全体が協調して変革を起こすことが不可欠ですが、「土地のSBTs」を企業が設定し、その内容と進捗を開示することは、企業への投資を促進し、そうした社会変革のための企業の行動を後押しすることが期待されます。

編集・発行

KPMGサステナブルバリュースervice・ジャパン

sustainable-value@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMG サステナブルバリュースervice・ジャパンは、持続可能な社会の実現に貢献し、企業の中長期的な価値向上の実現につながる施策や取組みを多方面かつ包括的に支援するためにKPMG ジャパン内に組成された組織であり、あずさ監査法人、KPMG あずさサステナビリティ、KPMG コンサルティング、KPMG FAS のプロフェッショナルで構成されています。